

# 施設設置承認申請関連の留意事項

大阪国際空港島内で施設を設置されるにあたっては、以下の点に御留意いただき、該当する事項がある場合は、必ず申し出をお願いいたします。

| No. | 区分                              | 内容                                                                   |
|-----|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 1   | 新規に空港敷地内で事業を始められる場合             | 構内営業承認（→不動産・BI部ITM・UKBエンゲージメントG等）を受ける必要があります。                        |
| 2   | 電波を発する機器を設置する場合                 | 大阪航空局（→大阪空港事務所 航空管制技術官）、周辺事業者との事前調整が必要となります。                         |
| 3   | 道路へ物件等設置（埋設含む）する場合              | 道路占用承認（→伊丹空港運用部伊丹空港施設・設備G）及び警察の道路使用許可を受ける必要があります。                    |
| 4   | 立入制限のある区域（制限区域、保安区域）に立ち入る場合     | 立入申請（→伊丹空港運用部伊丹空港エアポートリソースマネジメントG等）が必要です。                            |
| 5   | 制限区域内のGSE置場に設置またはその車両動線に影響がある場合 | 事前調整（→伊丹空港運用部伊丹空港エアポートリソースマネジメントG）が必要です。                             |
| 6   | 溶接機・グラインダー等火気を使用する場合            | 火気取扱承認申請（→伊丹空港運用部ITMオペレーションセンター）が必要です。                               |
| 7   | 大型車両・重車両を乗り入れる場合                | 特殊車両通行承認申請（→伊丹空港運用部伊丹空港施設・設備G）が必要です。                                 |
| 8   | 工事にて残土が発生する場合                   | 場所の確保にあたり事前調整が必要です。残土量がわかる資料（メール可）の提出をお願いいたします。                      |
| 9   | 当社管理の施設に係る電気工事（現場調査等を含む）を行う場合   | 電気作業届の提出（→建築技術部伊丹設備G）が必要です。                                          |
| 10  | 空港内で制限高さを超える作業、物件の設置を行う場合       | 事前の調整（→伊丹空港運用部伊丹空港エアポートリソースマネジメントG）が必要です。                            |
| 11  | 土地・敷地占有面積の変更がある場合               | 賃貸借契約の変更手続き（→不動産・BI部ITM・UKBエンゲージメントG等）が必要です。                         |
| 12  | 当社以外の敷地・建物に物件を設置する場合            | 事前に物件所有者との調整が必要です。<br>物件所有者から設置の合意が得られていることがわかる資料（メール可）の提出をお願いいたします。 |
| 13  | 屋外に用いる照明施設を設置する場合               | 大阪航空局（→大阪空港事務所 航空灯火・電気技術官）との事前調整が必要となります。                            |
| 14  | 共同溝に立入る場合                       | メール等での事前連絡（→伊丹空港運用部伊丹空港施設・設備G）が必要です。                                 |
| 15  | 建築確認申請が必要な場合                    | 建基法43条の接道義務において、同条ただし書の規定に基づく届出が必要ですので、事前協議（→建築技術部伊丹建築G）をお願いいたします。   |
| 16  | 新規もしくは追加で空港用地が必要な場合             | 用地の選定・検討（→技術統括部空港マスタープランG）が必要です。                                     |